

2015年 6月 9日

No.233

又市征治 国政だより

又市征治事務所

発行責任者 東 篤

富山市下新町 8-16

TEL 076-441-0800

HP: www.s-mataichi.com

6月4日の総務委員会において、郵便法等の一部改正案が審議されました。この法案ではレタックス等の料金の事後届出制への変更や、特定信書便の大きさ・料金の改定を行うこと等によって、規制緩和による信書便分野での競争を活発化させながら、日本郵政に課せられているユニバーサルサービス確保の施策は盛り込まれていませんでした。そのため社民党は、この法案に反対しました。又市征治議員は、法案に対しては反対の立場から、また日本郵政の株式上場後のユニバーサルサービスの維持・拡充等について、質疑を行いました。

株式上場後のユニバーサルサービスの維持に向けた日本郵政の決意と、預金・保険限度額の引き上げについての総務省の見解は



又市議員は、この秋にも予定されている日本郵政(株)、ゆうちょ銀行、かんぽ生命の株式上場に備えて、日本郵政は意欲的な経営計画を立てているが、株主の利益を重視する中で、どのように法律で課されているユニバーサルサービスの維持・充実をめざしていくのか、日本郵政の方針を質しました。またユニバーサルサービスの維持のためにはその費用を賄っている「ゆうちょ」、「かんぽ」の経営基盤の強化が不可欠であり、そのためには預金・保険の限度額の引上げが必要だと述べ、大臣の見解を求めました。

谷垣日本郵政専務執行役は、上場後も郵便局ネットワークを通じて、郵便、貯金、保険のユニバーサルサービスを維持すると述べ、そのためにグループの経営基盤の強化が必要であり、ゆうパック、ゆうメールの個数拡大による収益拡大、金融窓口事業では、がん保険等の提携金融に係る取扱局の拡大、銀行業では資産運用の多様化をはかる等の方針を提示しました。

高市大臣は、利用者の利便性や、郵政グループの企業価値の向上の観点から限度額の引き上げは、一定のメリットがあると答弁しました。

規制緩和ありきで、ユニバーサルサービスの維持・拡充が欠落した一部改正案

又市議員はさらに、総務省は情報通信審議会に郵便・信書の規制緩和による市場での競争刺激策と、郵政事業のユニバーサルサービス確保の施策を一体として諮問したにもかかわらず、規制緩和のみの一部改正案を提案しているのは納得できないと、その理由を質しました。さらに郵便・信書市場における競争刺激策の一環として規制緩和が進められているが、今回も日本郵便がユニバーサルサービスの一環として位置付けている大きさ・重量の信書便が、日本郵便の収益に大きな影響を与えないとの理由で他の民間企業に開放されるが、総務省はどの様な基準で規制緩和を進めるのかと、総務省に質しました。

高市大臣は、ユニバーサルサービスの確保は大前提であり、将来、何か他のニーズが出て更に緩和を希望する声が出てきたら、ユニバーサルサービスに与える影響を十分に検証した上で、法律案を提出すると答弁しました。

この他、又市議員は情報通信審議会で、現行の営業成績より悪化すると、郵便、銀行、保険業務で赤字になるとの将来試算が公表されたことに対して、日本郵政の見解を求めました。諫山日本郵政常務執行役は、法律で日本郵政はユニバーサルサービスの提供を義務付けられており、この責務を果たしていくことが第一であると答弁しました。